

行政常任委員会

令和3年11月18日（木）

午前9時59分開会

○南委員長 おはようございます。

ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

本日の欠席通告者は、小川公明委員でございます。所用のためでございます。御報告申し上げます。

本日の議題は、第7次尾鷲市総合計画の進捗についてと尾鷲市合併浄化槽設置整備事業補助金の見直しについてということで、2項目をさせていただきますのでよろしくお願いをいたします。

まず、開会に先立ちまして加藤市長より挨拶と若干の報告を受けたいと思います。

○加藤市長 おはようございます。

本日は大変お忙しい中、行政常任委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、第7次尾鷲市総合計画の進捗についてと、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直しにつきまして、御説明させていただきます。ありがとうございます。

詳細につきましては、それぞれ担当課より説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

その前に委員の皆様方に報告事項、ちょっと若干お時間をいただきまして、報告させていただきたいことが1点ございます。

実は、4年前から再スタートしました尾鷲市幹線道路建設促進同盟会というものを再復活しまして、昨日、一昨日と、国土交通省の紀勢国道事務所、そして三重県の県土整備部のほうに要望活動を行ってまいりました。その中身は、尾鷲市に係る幹線道路の整備促進についての要望活動でございます。

当日は、議長、行政常任委員長、御同席いただきまして、尾鷲市からの要望をさせていただいたというところでございます。

○南委員長 副議長もね。

○加藤市長 副議長は、すみません、紀勢国道のほうに出席いただきまして、いろいろとこちらから、尾鷲市からの要望をさせていただいたと。

若干、中身について具体的に申し上げますと、現状、国のほうに対しては、今回、防災・減災、国土強靱化のための5か年計画加速化対策、これについての予算あるいは通常予算を取られているわけなんですけれども、別枠でもっともっと弾力的な措置をお願いしたいということと、それから、8月29日に熊野尾鷲道路、北、南インターが開通して、今後ミッシングリンクといいますか、これを解消するがため、あるいは4車線化ということもお願いして、ダブルネットワークの構築、これを推進するためには、どうしてもやっぱり紀伊半島一周の道路が早く開通するようなお願い、一方では、災害発生時における地方、出先機関の体制の充実、強化と人員の確保ということを、要望いたしました。

3点目は、今、千葉県の八街市で大変な、小学生の列にトラックが突っ込んだ、こういったこともあって、子供たちの安全安心を守るための通学路の交通安全対策の強化、推進、こういったものをお願いしました。

そして、大きな話につきましては、我々としては県のあれしています311号線、それから425号線、これが非常に狭隘箇所あるいは急カーブの解消というようなことも含めまして、安全性の向上ということについて要望いたしました。そして、最後に都市計画道路、尾鷲港新田線、早期の供用開始に向けてのさらなる事業促進を要望いたしました。

いずれにいたしましても、紀勢国道事務所、三重県の県土整備部、非常に前向きに協力をしようというお話が出た、これからは具体的に細かく要望書に基づいた形で詰めさせていただいて、なるべく早くさっきの五つの問題について何とか具体的に進められるように要望をし続け、頑張っていきたいと思っておりますので、以上、簡単でございますけど、2日間における要望活動について御報告させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○南委員長　　ありがとうございました。

それでは、議題のほうに戻りまして、第7次尾鷲市総合計画の進捗状況の説明をお願いいたします。

○三鬼政策調整課長　　政策調整課です。よろしくお願いたします。

本日は、第7次尾鷲市総合計画（案）について御説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

最初に、資料1を通知させていただきます。御覧ください。よろしいでしょうか。それでは、総合計画の説明の前に、資料1に基づき策定の進捗状況を報告させて

いただきたいと思います。

総合計画の策定状況についてですが、これまでに実施した各種調査や尾鷲市総合計画審議会での議論等を踏まえ、本日御説明する別冊第7次尾鷲市総合計画（案）を作成させていただきました。

本資料は、今月9日に開催した第6回尾鷲市総合計画審議会で提出した資料でございます。同審議会において、事務局から、今後、確認及び修正が必要であると申し上げた点、また、当日、委員から修正、意見のあった点などについて、現在、来月10日に開催を予定しております第7回尾鷲市総合計画審議会に向けて、庁内にて修正作業を行っていることを御理解いただきたいと思います。

次に、総合計画審議会等の開催状況ですが、審議会につきましては、令和2年度に4回、本年度は2回開催しております。また、部会でございますが、審議会委員に行政担当職員を含めて基本目標に合わせた五つの部会を組織し、本年8月11日から10月22日まで各部会ごとに3回ずつ開催をさせていただきました。

一方、庁内策定検討ワーキンググループにつきましては、全庁的な協議事項等については令和2年度に2回、本年度に2回の庁内策定検討ワーキンググループを開催しております。このほか、ワーキンググループメンバーとは庁内メール等の活用により状況報告、個別での修正依頼等、随時実施しております。

次に、策定過程の見える化について、計画策定に当たっては、基本方針として策定過程の見える化、実現性・実効性を確保した計画であること、市民参加による分かりやすい計画づくり、この三つの項目を挙げており、策定過程の見える化を図るため、審議会の資料、議事録等を尾鷲市ホームページで全て公表しています。

次に、今後のスケジュールについて予定を申し述べさせていただきます。

総合計画は、尾鷲市議会基本条例第9条において、議会の議決事項として、本年度第4回定例会への議案上程に向けて審議を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、8月中旬から9月下旬に改正予定でありました部会等の開催が延期を余儀なくされたこと等から、今後のスケジュールにつきまして、本日の行政常任委員会で御説明の後、来月10日に第7回総合計画審議会を開催させていただき、その後、第4回定例会終了後に改めて行政常任委員会をお開きいただき、説明をさせていただきたいと考えております。

その後にパブリックコメント、来年1月中下旬に第8回総合計画審議会によって諮問、答申を受け、それを受けて1月下旬から2月上旬に議案上程をさせていただきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

では、別冊を用いて説明をさせていただきます。

まず、目次を御覧ください。通知させていただきます。よろしいでしょうか。

全体として4部構成と資料編となっております。第1部序論、第2部が基本構想、第3部として国土強靱化地域計画を位置づけ、随時変更を伴わない骨子のみを掲載させていただきます。

近年の大規模自然災害等に備え、事前の防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的な取組として計画的に実施し、強靱な地域づくりを推進するための国土強靱化地域計画につきましては、国から全体のアンブレラとして傘のように全ての計画を負うものとの方針が出ておりますが、私たちにとって総合計画も本市のまちづくりを進めるに当たってのアンブレラの位置づけであることから、まち・ひと・しごと創生総合戦略と共に、一体的に策定したいと考えております。

次に、第4部基本計画では、第1章、第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略、第2章、分野別計画となっております。

第2期創生総合戦略につきましても、国土強靱化地域計画と同様に、本市として第7次総合計画と一体的に整備するとの方針から、随時変更を伴わない骨子部分のみを掲載させていただきました。

次のページを御覧ください。

最後は資料編となっております、目標指標数値の詳細・考え方や用語集、策定の経緯・策定体制などを掲載しております。

それでは、ここから本文について御説明をさせていただきます。分量が多いため、要点のみを説明させていただきましたので、あらかじめ御了承ください。

2ページを御覧ください。通知します。

第1章、総合計画策定の背景と目的の総合計画策定の趣旨でございます。

ここでは総合計画の位置づけ、過去の策定経過、本市を取り巻く国内の社会動向、本市の状況について掲載をさせていただきました。

3ページを御覧ください。

ここでは、計画の役割です。総合計画策定基本方針に基づき、総合計画策定においては、国土強靱化地域計画や第2期尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略と一体的に策定すること、本市が策定する全ての計画に対し縦串、横串を通し、個々の計画との整合性を図ること、また、策定に当たっての基本的な考えとして策定過程の見える化、実現性、実効性を確保した計画、市民参加による分かりやすい計画づくりについて記載をさせていただきました。

4 ページを御覧ください。

ここには総合計画の構成と計画期間で、基本構想、基本計画、実施計画を記載し、それぞれの計画期間を示したものでございます。

続きまして、5 ページを御覧ください。

計画策定の背景でございます。近年の背景を踏まえまして、5 ページから7 ページまで、国内の社会経済動向として、1、人口減少・少子高齢化の加速、2、災害リスクの上昇と安全・安心への意識の高まりなど、それから、続きまして合計8 までですね、With コロナ社会の到来、こういう社会的背景を踏まえながら計画策定の背景を記述いたしております。

次に、8 ページを御覧ください。

尾鷲市の現状として8 ページに尾鷲市の概要を記載し、9 ページから12 ページまでは人口から財政まで現状と推移等をお示しさせていただきました。

次に、13 ページを御覧ください。通知いたします。

また、市民の声として、昨年1月に実施しました第6次尾鷲市総合計画の進捗管理として、毎年実施しております尾鷲市まちづくりアンケートの主な調査結果と、同年9月に実施した高校生ヒアリングの主な調査結果を掲載しております。

次のページ、14 ページを御覧ください。

ここでは、まちづくりの課題として、人口減少への対応と地域を担う次世代の育成、産業の活性化とまちの魅力の向上による経済再生、持続可能な財政運営と地域コミュニティの再生・強化について記載をさせていただいております。

続きまして、17 ページを御覧ください。通知させていただきます。

ここからが第2部基本構想となります。

基本構想につきましては、庁内ワーキンググループはもとより、第1回審議会から第5回審議会までにおいて、委員の皆様にご議論をいただいた内容を記載したものでございます。

18 ページに移りまして、まず、第1章、まちの将来像のまちづくりの考え方として、総合計画策定に当たっては平成2年10月1日に、ふるさとに誇りを持ち、みんなの力で豊かな未来を築くために定められた尾鷲市民憲章を永遠の理念と位置づけた上で、本市を取り巻く環境の変化、時代の潮流を捉えた上でのまちづくりの視点が重要なことから、地域強靱化、Society 5.0、SDGs、脱炭素社会、地域コミュニティ、関係人口増加及び持続可能な行財政運営、この七つの項目を、これから10年間のまちづくりの重要かつ横断的な視点として位置づけており

ます。

次、19ページを御覧ください。

令和4年度からの10年間の本市が目指すまちの将来像として、「住みたいまち 住み続けたいまち おわせ」と定め、その理由を記述させていただいております。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。

将来人口の見通しでございます。

こちらは、現在改訂中の尾鷲市人口ビジョンからの将来人口の見通しとなりますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略における仕事と人の好循環と、この好循環を支えるまちの活力創出を図り、この二つを同時並行的に推進していくことで、国立社会保障・人口問題研究所から示された、本市の2060年の人口推計値4,302人から8,054人に減少幅の削減を図ることを示したものでございます。

22ページを御覧ください。

これに基づく、まちづくりの基本目標でございます。

22ページの計画の体系、23ページの施策の体系、24ページの施策の繋がり
の考え方の内容につきましては、第5回までの審議会において委員の皆様
に検討いただき、まちの将来像の設定から、それを実現させるための五つの基本目標とそれに基づく11の政策、さらには政策に基づく28の施策分野を体系図として表したものでございます。

この部分の審議会における議論の中で、おわせSEAモデル構想の位置づけをどうすべきかとの意見があったことから、後ほど御説明いたします分野別計画の中にどう落とし込むのかについて現在検討中でございますので、今後、分野別計画の中に記述を追加してまいりたいと考えております。

次に、25ページから27ページまでは、まちづくりの基本目標の考え方を記載してございます。

次に、28、29ページでございます。SDGsの考え方でございます。

本総合計画では、SDGsの特徴と17のゴールとその内容をこのページに記載し、後ほど御説明いたします分野別計画の各施策ごとに、SDGsの17のゴールの関連づけを行っております。

次に、30ページ、31ページを御覧ください。

土地利用構想でございます。

第6次総合計画では掲載項目には入っていませんでしたが、まちの将来像実現に向けて、本市が目指す都市計画の方向性を示した尾鷲市都市計画マスタープランとの

整合性を図るため、本市の土地利用構想を入れております。なお、記載内容につきましては追加修正を行う予定でございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

国土強靱化地域計画でございます。

尾鷲市国土強靱化地域計画は、基本的には総合計画の基本構想と同じく、10年間の基本計画期間とし、前期、後期の基本計画期間5年間で、それぞれ振り返りも含めた見直し期間として設定しているものの、その性質から、計画期間中であっても施策の進捗状況や社会情勢の変化等を踏まえ、随時見直し、修正を図る必要があることから、掲載内容といたしましては、随時変更を伴わない骨子のみを掲載しております。

34、35ページを御覧ください。

国土強靱化地域計画の趣旨・概要、四つの基本目標、五つの個別施策分野と三つの横断的分野の設定項目を記載しております。

引き続き、36ページ、37ページを御覧ください。

ここにはリスクシナリオを掲載し、リスクシナリオは、国の国土強靱化基本計画及び三重県国土強靱化地域計画との調和を図りながら設定しており、脆弱性評価は、国の基本計画での設定項目と同じく八つの事前に備えるべき目標としており、それに対応する形で、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）として40の項目を設定しております。

次に、38ページから43ページまでは、リスクシナリオごとの対応方針の項目を掲載してございます。

具体的な事業計画につきましては、随時変更が生じるため、別冊として作成させていただきたいと考えております。

次に、45ページを御覧ください。

ここからが基本計画でございます。

46ページに移りまして、まず、第1章として、第7次総合計画と一体として整備を図る第2期創生総合戦略を掲載してございます。

第2期創生総合戦略の計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とし、総合計画の前期基本計画の期間と一致するものでございます。

第7次総合計画の記載内容としては、随時変更を伴わない骨子のみとし、趣旨、基本方針、基本目標と施策の方向性とさせていただいております。その他の具体的な取組項目と主な取組内容につきましては、別冊として作成させていただきます。

なお、第2期創生総合戦略の策定につきましては、本総合計画の審議会とは別に、市民、産業界、大学、金融機関、労働団体、言論界等の8名の方で組織されております尾鷲市地方創生会議において検討されることとなります。

48ページを御覧ください。

48ページには、基本目標と施策の方向性を記述してございます。

第2期創生総合戦略では、国の第2期創生総合戦略で示す基本目標及び横断的な目標の考え方を取り入れ、本市といたしましては、基本目標1、稼ぐまちをつくるとともに、安心して働けるようにするでは、(1)まちの特性に応じた、生産性が高く、稼ぐまちの実現、(2)安心して働ける環境の実現に取り組みます。

基本目標2、つながりを築き、新しいひとの流れをつくるでは、(1)移住・定住の推進、(2)つながりの構築に取り組みます。

基本目標3、結婚・出産・子育ての希望をかなえるでは、(1)結婚、出産、子育てしやすい環境の整備に取り組みます。

基本目標4、ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくるでは、(1)活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保に取り組みます。

続きまして、横断的目標1、多様な人材の活躍を推進するでは、(1)多様な人々の活躍による地方創生の推進、(2)誰もが活躍する地域社会の推進に取り組みます。

横断的目標2、新しい時代の流れを力にするでは、(1)地域におけるSociety 5.0の推進、(2)地方創生SDGsの実現などの持続可能なまちづくりに取り組むこととしております。

続きまして、49ページから51ページは、それらの基本的な考え方を記載したものでございますので、後ほど御覧ください。

次に、55ページを御覧ください。通知いたします。

55ページから132ページまでが、基本目標に沿った形で設置された、五つの部会において3回にわたり検討していただきました分野別計画となっております。審議委員の皆様から熱心な御議論をいただき、追加した項目もございます。

56ページを御覧ください。

1、安心して生み・育て・暮らせるまちを創るとして、1-1、子育てでござい
ます。

分野別計画のそれぞれの構成について御説明申し上げます。

各項目ごとに現状と課題、施策分野のめざす姿、主要施策、主要事業、達成状況

を図る指標などについて御覧のような形で記述を行い、今回、新たに上のほうにSDGsの関連づけを行わせていただいております。このような形で、各施策体系ごとに新たに第7回総合計画によった体系づけを行わせていただきました。

この1の分野では、以後、健康、医療・救急、福祉、社会保障などについて、安心して生み・育て・暮らせるまちを創るとしての項目を設定させていただいております。

続きまして、72ページを御覧ください。

72ページからは、2、安全で快適に暮らせるまちを創るとして、2-1、基盤整備から公共交通、自然環境、生活環境、防犯・交通安全、防災など、安全で快適に暮らせるまちを創るに関連した項目をまとめさせていただきました。

3番目は90ページから始まります。

3、人々が集い、活力溢れるまちを創るとして、農業、林業、水産、商工、観光・プロモーション、移住・定住、関係人口について記述をしております。このうち、観光・プロモーションと関係人口については、審議会の御意見を踏まえ新しく項目を追加させていただきました。

続いて、108ページから始まりますのが、4、郷土を愛し、学び・伝えるまちを創るとして、学校教育、生涯教育、スポーツ、郷土文化・歴史、国際交流・多文化共生でございます。

このうち、郷土文化・歴史と多文化共生につきましても、先ほどと同様、審議委員の御意見を踏まえ、新しく項目を追加させていただきました。

続いて、120ページからは、5、健全で次世代に繋ぐまちを創るとして、行政運営、財政運営、公共施設、広域連携、協働・平等について記述をさせていただきました。

最後に、133ページからが資料編となり、指標の一覧表、用語集を掲載しております。また、策定の経緯、策定体制についても掲載する予定でございます。

なお、本総合計画策定に当たり、市内の小学生に対し総合計画に掲載する絵画の作成を依頼し、102件の応募をいただきました。今後、この本冊にレイアウトを整理した上で掲載をさせていただきたいと考えております。

以上、第7次尾鷲市総合計画（案）の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○南委員長　　ありがとうございました。

本来でありますと、冒頭に課長が説明ありましたように、12月の定例会で議決

予定であったというとか、コロナの関係もあり、来年度になっていくということで、本当に審議会の皆様方には御苦勞をいただいたと、心から感謝をいたしております。

特に加藤市長体制になって初めての第7次基本構想の策定ということで、特に市長のほうから、目玉事業ではないんですけれども、市長の強い何か方向性の思いなんかあれば聞かせていただければ幸いですと思うんですけど、初めに。

○加藤市長 私としましては、特に計画の役割ということにも記載させていただいていますように、まずやっぱり第6次の総合計画を受けて、第7次、この10年間でどういう事象が起こり得るのかということも想定しながら、まずは今現在策定している過程において、やはり皆さん方に見える化ということ。

もう一つは、やはり計画倒れじゃなしに、計画をつくった以上は実現性、実効性を確保したやはり基本計画あるいは実行計画でなくてはならないと。

三つ目は、要するに、市民の皆さんと一緒に参加していただきながら、分かりやすい計画、こういったものをつくっていかうというようなことで、特に計画を策定するに当たって、まず方向性、この三つのことをきちんと実行するようにということで指示した次第でございます。大きくはこういう話でございます。

○南委員長 ありがとうございます。

説明は以上でございます。

特にお気づきの点等がございましたら、御発言をいただければと思います。

○中村委員 まず4ページの3、実施計画のところ、3か年のローリング方式という言葉が出てくるんですけれども、これはP D C Aとどう違うのか、お答えいただけますか。

○三鬼政策調整課長 基本的には、政策調整課で毎年実施計画のヒアリングで検討させていただいております。基本的な費用対効果等の継続性も含めて、P D C Aと同じとお考えいただいて結構だと思います。

○中村委員 それでは、P D C Aと入れたらいいんじゃないですか。どうして、ローリング方式という言葉に換えられたんですか。

○三鬼政策調整課長 P D C Aが基本的には私たち考えておまして、そのP D C Aを繰り返していくということが、確かにローリング、必要に応じて新規事業の追加、事業の組替え、ですので新規のことも相当出てきますので、それを繰り返していくという意味で構成しましたが、また分かりにくいのであれば、その点も含めて修正も考えたいと思います。

○中村委員 事業の追加と組替えしか入っていないんですよ。P D C Aにおいて

は見直しという言葉が必ず入るんですけれども、事業が追加とか組替えじゃなくて、事業自体を見直さざるを得ないことも出てくるはずなんです。だから、ここにはローリングではなく、P D C Aによる費用対効果による見直しというの、ちゃんとここに入れるべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○三鬼政策調整課長 実施計画の検討自体がP D C Aに基づいたものでございますので、そういう分かりやすいことをすることも一つの観点ですから、そういう修正点は改めていきたいと思っています。

○中村委員 それでは、9ページから10ページにかけてのグラフなんですけれども、これ、平成27年が最後なんですけれども、ほかのは令和1年という表になっているんですけど、これは置き換えられますか。

○三鬼政策調整課長 この構成につきましては、国勢調査を基準としている推移の表現と、住民基本台帳から抜粋したものでございますが、基本的には令和2年度に行いました国勢調査はまだ確定をしてございませんので、その辺がどこまで表現できるかは、今後、最終的に推移する中で判断したいと思います。

いわゆる速報値は出ているのですが、まだ国勢調査は確定をされておりませんので、それで、あと個別の集計というのは相当後でないとは出てこないという実態がございますので、その辺は掲載可能なところを見極めて対応したいと思っています。

○南委員長 よろしいですか。

○中村委員 はい。

○南委員長 他にございませんか。

よろしいですか。どういったことでも結構でございますので。

○内山副委員長 55ページからの、安心して生み・育て・暮らせるまちを創るということに関してなんですけど、この現状と課題というのはどういうふうに捉えているんですか。

○三鬼政策調整課長 現状と課題としましては、審議会で御議論いただく前提として、まず市民アンケートから得られる市民が課題として捉えること、望むことをまず洗い出した上で、各担当課におきまして、やはり施策を進めていく上での現状、課題は一番、そういう担当課の意見を踏まえながら整理をした上で、審議委員の方に御議論いただいて整理したものでございます。

○内山副委員長 まず、56ページの子育ての中に、現状と課題の中に、就学前の子供が年々減少する中、保育の必要性の中で、認定こども園の設置が必要ですが、これは行政側からの意見ですよね。そういうふうにして確認させても

らってもよろしいですか。

○三鬼政策調整課長　　私たち担当課からの整理も含めまして、審議会の中で御議論いただいたと御理解いただきたいと思います。

○内山副委員長　　総合計画ということの中で、確かに細かいところはあるとは思いますが、一応、子供が少子化ですか、それが進む中で、市として総合的にこれからの少子化をどういうふうにするか、統計ですね、それを求めて精査していくのかという今後の課題が一番大きな目標だと思うんですよね。保育園、これから認定こども園、幼稚園全部を含めて、そういう大きな目標というのかな、数値をもって未来を構成していくというのかな、そういうような大まかなのが、こういう認定こども園の制度は必要じゃなくて、そういうようなのをここに書いていかなければならない、大きな目標としてここに載せなくてはいけないのじゃないのかなと思うんですけれども。ちょっとすみません。

○三鬼政策調整課長　　確かに、今、副委員長おっしゃられるようなことは、基本的な施策分野の目指す姿に表現をさせていただいておまして、現状と課題というような目の前にある現状と課題を洗い出し、今後、この10年間の中で方向性として施策分野の目指す姿、こういう表現の中で、一つ一つ総合計画の基本構想から基本計画、実施計画という予算を伴った計画に落とし込んでいく手法を取らせていただいていますので、そう御理解いただければと思います。

○仲委員　　ずっと、これ、昨日から言わせてもらっておるんですけど、計画の体系も含めて基本計画の現状と課題、主要施策等、かなり前回の計画よりも書き込みがされて、分かりやすいというような感じを受けております。

文章的にもかなり、各課との修正があったのではないかと思いますけど、一、二点ちょっと確認というか、お話をしたいんですけど、51ページの横断的目標2の新しい時代の流れを力にするというところですけど、これはあくまで尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の中での横断的目標ということで理解がしておるんですけど、この中で1がS o c i e t y 5 . 0、二つは地方創生S D G sと書いておるんですけど、18ページにまちづくりの考え方として七つの項目、重要かつ横断的な視点ということで位置づけるという記載がありまして、その中に幾つかあるんですけど、脱炭素社会、これがありますね。78ページの自然環境の中にも地球温暖化防止というような文言がございます。

ここではまち・ひと・しごと創生総合戦略の横断的目標でありますけど、S o c i e t y 5 . 0とS D G sと書いてあるという中では、三つ目として脱炭素社会の文

言を入れる考え方はございませんか。

○三鬼政策調整課長 御指摘のように、私たち、今後、重点項目の中に記載させていただいておりますので、実はこの地方創生推進会議、まち・ひと・しごと創生を審議する委員会が、来週22日の午後7時から開かれるでございます。そのところの御意見も踏まえて、委員御指摘のところは検討させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○仲委員 続いて、あと、62ページが医療・救急の部分なんですけど、現状と課題の中に一番最後に、小児救急対応の整備が必要であると書かれています。

今現在、小児科は三重大の医師が応援医師に来ている中で、入院病棟等の困難さがあるという中で、主要施策の中に小児救急対応の部分がどこに当たるか、もしなければやはりここに明記する必要があるのではないかと思うんですけど、いかがですか。

○三鬼政策調整課長 確かに、現状と課題の中でこれが審議委員からの意見も踏まえて、担当課との検討の中で出てきました。

委員おっしゃられます主要施策のどこに当てはまるかといいますと、やはり基本的な救急医療体制の充実のところに関わってくると思いますが、そここのところで、どういうふうな施策としてまとめられるのかの検討は、現在もちょっと継続しておりますので、この辺についても御指摘事項を留意した上で、必要な修正を行っていきたいと思います。

○仲委員 小児救急対応という文言の中で、救急医療体制の中に入れ込むという中のお話でございますが、基本的には小児科の対応が前に来ると、そこらの部分も医療提供体制の充実の中に加えるべきであるというような、今の現状では産婦人科、小児科の部分がやはり弱いところがございますので、今後、将来的にどうしていくかという考え方をしっかりと医療の提供体制の中で含めた上で、救急医療体制も変えていくというような考え方をぜひお願いしたいんですけど、どうですか。

○三鬼政策調整課長 いただいた意見を担当課にも返ししながら、今後、また審議会もございますので、その点、十分留意した上で対応したいと思います。

○中村委員 34ページの国土強靱化地域計画についてお尋ねしたいんですけども、この中で、南海トラフ地震においては約10メートルから17メートル、理論上の最大値が10分から20分ほどで到達し、尾鷲地区の半数ほどが被害を受けると書かれており、基本目標として人命の保護が最大限に図られること、その3に、公共施設に係る被害の最小化に資するものにするということというのが書かれていて、そ

して、72ページの基盤整備のところなんですけれども、尾鷲南防災基地等の拠点整備が求められています、これは市としてどのように関わられますか。

○三鬼政策調整課長　　まず、34ページに記載させていただいたものは、国、県との整合性も含めた基本的な重点項目として記載をさせていただきました。

その中で、委員御指摘の72ページの尾鷲南防災基地につきましては、国土交通省、紀勢国道事務所のほうで、今、進めていただいている事業でございます、担当、うちでもいわゆる該当する担当課がございますが、それらも含めて整理をしていきたいと思えます。

基本的には基盤整備の中で、先ほど御指摘いただいた国土強靱化地域計画との整合性も踏まえて、記載をさせていただいた次第でございます。

○中村委員　　この前、第3回尾鷲市総合計画の審議委員のほうから質問が出ているんですよね。南インターのところライフラインとして防災倉庫などを設置するという話も聞いている、そのようなこともここに入れたらどうですかということに対して、国の計画をどうこうすることは言えないという返事をされていますよね。これっておかしくないですか。

地域防災計画というのは尾鷲市がまず立てて、それを県や国に持って上がるものであって、国の計画をどうこうすることは言えないということ自体、この返答はどなたがされたのか、お答えいただけますか。

○三鬼政策調整課長　　確かに部会の中での御意見ですので、担当課として出席した者の対応だとは思いますが、基本的な国土強靱化地域計画、やはり国、県、市、それぞれの役割がありながら立てているものでございます。

特に何度も申し上げますが、尾鷲南インターの防災基地につきましては、紀勢国道事務所が防災基地として整備する方針を定めて、その内容によって、確かに尾鷲市に設置場所がありますので、尾鷲市から要望なりを言うという形で御相談をさせていただいたのは事実でございますが、基本的には紀勢国道事務所がその地域の要望等も踏まえて、どういうものをつくるべきかという判断でされるというふうに認識しておりますので、そういう御理解でいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○中村委員　　どういう要望をされたのか、教えていただけますか。

○三鬼政策調整課長　　詳しくは担当課の範疇になるとは思いますが、私が知っている範囲では、やはり防災基地としての機能はやはり住民の紀勢国道が考える。災害時のいわゆる駐車機能とかそういうところですので、それに対して尾鷲市で必要

と思われるところ、あと、管理上必要と思われるところについて要望したというふうに認識しております。

○中村委員　全く具体的じゃないんですけども、具体的なことを聞いているんですよ。

例えば、東北の震災のときに、東北って雪がよく降るので、雪氷対策室の、当時まだこういう防災機能を持たせた防災拠点などというものがない時代に、雪氷室の上に会議室とシャワー室とトイレをつけてあったんですよ、たまたま。それが、大震災のときにそこが防災の拠点になって、非常に助かったそうです。

そして、今回、南海トラフが喫緊の課題としてみんながすごく心配しているときに、尾鷲市として少なくともあそこに自衛隊が来てくれる、国交省が来てくれる、そういうところに、尾鷲市として2階に会議室とかシャワー室とかトイレとかをつけていただけませんかというような、具体的な要望ってされましたか。

○三鬼政策調整課長　そういうところは、私は確認はしておりません。

○中村委員　すごく細かいことは書き込むのに、そういう基本的な国土強靱化とは何か、人命の保護、最大限、公共施設に係る被害の最小化、地域を守るということについて、どうして具体的に書き込めないんですか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長　当時の部会の中野委員さんからの御発言としては、こういうまずそもそも南防災拠点の記述等が一切なかった中で、今、その話的にそういうものが建つという話を聞くので、尾鷲市としてそういう国の施策にのっかって具体的な記述をどんどんどんどん書いていったらいいんじゃないですかという、そもそも何もない中でのお話がありました。

その中で、確かに、今、国のほうでこういう防災拠点施設を計画はしていただいているものの、まだそれが国がこれからきちんと計画等を示していただいている状況のない中で、この総合計画の中にそういう具体的記述までをどんどんどんどん書いていくことというのは厳しいという御発言を、担当課のほうでさせていただいたものです。

それを踏まえて、ただ、確かにそういう動きがあるのは事実なので、庁内で検討した結果、去年定めました国土強靱化計画とか、そういうもので出ている表現をこちらに載せるということで記述をさせていただいて、さきの第6回の審議会でもその内容を説明させていただいて、そういう記述を載せていただいたことでよかったというような御意見を委員さんからいただいております。

○中村委員　防災計画は市町が立てて県や国に上げるものであって、ここにもう

一つ書かれているんですよね、地元の声を国に上げる必要があるのではという意見に対して、国やいろいろな機関との関係上、そういうことを言うことはあまり好まれないということがあるとかって返事されているんですよ。

国の計画が表に出ている、それに対して総合計画の中で尾鷲市も巻き込んでいこうとすると言えるのならいいが、まだ責任を持って国がこうしてくれると表現ができない中、総合計画に活字として表せない、これって全く反対ですよ。

国のほうから何々するんじゃないかと、地域防災計画というのは、まず尾鷲市が立てて、県や国のほうに、尾鷲市とはこういう地形でありこういうリスクが考えられるので、こういうふうにしていきたくって提案していくのが筋ですよ。そうではないですか、市長、お答えいただけますか。

○三鬼政策調整課長　　今、審議会での御質問、質疑の内容をおっしゃられました。基本的にはそういう皆さんのいろんな多様な意見を踏まえながら、総合計画を作成させていただいております。

あくまで、私たち、今、基本構想、基本計画、実施計画というふうにとり下ろして行く中で、そのような意見も踏まえながら、作成させていただいている事実が変わりはありません。ですので、細かなところまで一つ一つ総合計画に書くかどうかというところはいろんな議論がある中、委員おっしゃられる国土強靱化計画もそれぞれ別々の計画ですし、基本的な一番上に来る計画でありますので、その下にひもづく様々な計画との整合性を図らなければいけません。詳細についてのいろんな施策につきましては、尾鷲市地域防災計画などに記載することも踏まえて今は議論を進めておりますので、全てが総合計画の中で記載がないからというような判断は私たちはしておりませんので、よろしくをお願いします。

○中村委員　　同じ国土強靱化のリスクシナリオの中に、食料などの安定供給の停止、停滞というのがあって、それに対する対応というのも書かれているんですよ。

被災地での食料、飲料、水など、生命に関わる物資などの長期停止があった場合、市の備蓄体制の確立とかいろいろなことが書かれているんですけども、これって給食センターを浸水域に建てへんかったら、1,000食分の米、例えば1か月分のサイロを造れば3万食分の米が確保できるんですけども、これは108ページに学校給食の充実というところに、尾鷲小学校に親子方式で実施するというふうにごく細かく書かれていますよね。

こういうことは、整合性が全く取れないにもかかわらず、細部にまで書き込んで、そして、防災センターについては書き込めない。それは、尾鷲市が防災に対して整

合性を取る、取るってこの中に書かれていることで、例えばSEAモデルについても、産業についてはどうこう、ただし、それに対する尾鷲市の売上げ、例えば野球場、年間幾らで貸して幾ら入るかとか、何人の雇用が生まれるとか全くそういうことには触れずに、ばら色のことは書くけれども、その人たちが10分でどこまで逃げて、それを逃がすためにどれだけのお金をかけなければならないのか、そして、それが津波が来たときに全てごみになってしまう可能性のあるということについて、何も発言も明記もされませんよね。

総合計画というのは、国におけるの憲法と一緒に、ここに書かれたことに対して責任を持つべきであって、全く整合性の取れないことを書いて、片や細かく細かく認定こども園という名称まで出して、親子方式で小学校に給食センターを造るということまで書いて、まだ、これ、予算化されていませんよね。

○南委員長 中村委員さん、言っておることは分かるんですけども、細かい分野まで入ってしまうと、何時間あっても……。

○中村委員 いや、書いてあるから言っているんです。

○南委員長 ちょっと待ってください。

あくまでも基本構想を……。

○中村委員 どっちかにしてください。

○南委員長 審議会員に任せて……。

○中村委員 いいえ。それならどっちかにしてください。

○南委員長 ちょっと聞いてください。

○中村委員 あの……。

○南委員長 発言停止しますよ。ちょっと聞いてください、まず。

冒頭に、課長のほうから12月10日に第7回の審議会を持つ、そして、この定例会で改めて報告をしていただくと。

(発言する者あり)

○南委員長 定例会中にでしょう。定例会終了後ね、ごめんなさい、終了後、改めて報告をしていただいて、その後に対市民に対してのパブリックコメントを3週間余り縦覧した上で、来年の1月中にかけて最終的の総合計画の第8回の審議会を諮問して答申をしていただくという段取りで進めて、最終的に1月の下旬から2月の上旬の間に議会の議決を要するのに上程するという方向で、あくまでも基本構想、審議会に任せて策定していただいている基本構想でございます。

今回はこういったこと初めてじゃないので、従来にわたってこの方法で、どこの

自治体もこういった形で基本構想あるいは実施計画等へ踏み込んでいくと思いますし、いろんな国土強靱化もしかり、都市マスター計画プランもしかり、加速化計画もしかり、いろんなやはり整合性を取りつつ、僕はこれからの実行計画の中で進めていくのが本来の自治体としての考え方じゃないのかなというような、あくまでも基本構想は基本構想として僕は理解すべきだと自分なりには考えておりますので、その上を理解の上、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

○中里委員 今、委員長も言った発言の中で、従来のやり方で尾鷲市が今よくなってきているんでしょうか。

○南委員長 当然、時代背景というのがありますし、いろんな背景の中で基本構想に取り入れて尾鷲市づくりを、僕の場合は村田委員さんもそうなんですけれども、第3回総合計画のときから参画をさせていただいておりますし、当初、思い出すと、第3回のキャッチフレーズは、健康黒潮都市を目指してというようなキャッチフレーズでやっていますし、僕はそれなりに尾鷲市のまちづくりがよくなってきていると理解をしております。

あくまでも、この本題のほうへ戻っていただきたいと思います。

○中里委員 今、私、聞いていて、中村委員の言っている言葉ってすごいこの尾鷲市にとって大事だと思うんですよ。その話を止められたら、私からしたらすごく嫌な気持ちになりました。

○南委員長 え。

○中里委員 嫌な気持ちになりました。もう少しちゃんと聞かせてください。中村委員の言葉を。

○南委員長 僕の言葉が間違っておるって。今のどういう意味ですか。

もうちょっと今回の議論とはね……。

○中里委員 説明を止めてしまいましたよね、今、委員長。説明を止めてしまいましたよね。発言していましたよね、中村委員が。発言停止しますよって言いましたよね。

○南委員長 そうですよ。

○中里委員 大事な話ですよ。今の尾鷲市にとって大事だと思いますよ、これは。

○南委員長 それは十分認識をしておりますよ。

○中里委員 従来のやり方は大事かもしれませんが、でも、新しいやり方も新しい考えも入れてくださいよ。だから変わらないと思いますよ、尾鷲市は。

- 南委員長　　あなたはもう……。僕、発言停止したのは……。
- 中里委員　　時間が、時間がとか分かりますよ。早く終わりたいとか。
- 南委員長　　委員長としてですよ。
- 中里委員　　そういうオーラが出ていますね。
- 南委員長　　全然違いますよ。
- 中里委員　　だったら発言させてくださいよ。
- 南委員長　　何か誤解をしているように思うんですけども、委員の皆さん、私、誤解されるような発言しましたか。

僕は発言を止めますよと言ったのは、委員長の意見をまず聞いてくださいと、その上で発言をしてくれということをおっしゃるはずですよ、十分、この流れを踏まえた上で。あなたは、それ、ちょっと誤解じゃないんですか。

こういった議論は、今日はあくまでも第7次総合計画の計画ということでございますので、また個人的なことは個人的に私はお会いしてお話をしますけれども、あくまでも常任委員会の範疇で発言をしておりますので、御理解を賜りたいと思いません。

総合計画についてですか。

- 中里委員　　はい。
- 南委員長　　どうぞ。総合計画についてやったら。
- 中里委員　　総合計画は、やはり中村委員の言うとおりに、市の法律、その方向を目指す方向だと思うので、そのことについてもう一度、私は中村委員の発言を聞きたいと思えます。
- 南委員長　　十分認識をしております。

踏まえた上で、あくまでも総合計画ということをおっしゃる。

- 中村委員　　総合計画の整合性と一貫性をお願いしたいと思えます。各課で持ち上がってきたものが、そのままこれに載せられるということがあるとは思いますが、片や全く言葉として抜ける、施策としても抜ける、片一方はもう細かいことまで書く、その一貫性のなさについて少しもう一度考えていただければありがたいと思えます。

以上です。

- 三鬼政策調整課長　　一つだけちょっと御認識いただきたいのは、私たち総合計画、一番最上位の国土強靱化計画も踏まえて、35名の審議員さん、非常に熱心に御議論いただいて、いろんな意見をいただきながらつくらせていただいています。

どこまで、例えば記述の完成度を求めるかという御議論はあると思いますけれど、やはり私たちは説明責任の下に仕事をさせていただいていますので、そういう中で、御指摘のところが、例えば、今後は審議会に上げて反映する必要があるのかどうかというところを踏まえて、今日は御意見を承る機会と認識しております。

その中で、私たちはやはり総合計画のあるべき姿を皆さんに御理解いただいた上で、審議委員の、今、審議している最中の一番最新の情報を、今、披露させていただいています。

ですので、そこで基本的な尾鷲市の目指す、皆さん、よりよい尾鷲市を目指して審議いただいているのがもう偽りのない事実ですので、そういうところを御認識いただいた上で、ですけど、方向性については、きちっとした方向性を示さないと分かりやすく実効性のある計画にはなりませんので、その辺御理解いただいた上で私たちが努めてまいりたいと考えておりますが、もし特にこういうところが個別に何か問題があるのであれば、個別の御意見をいただければ対応も含めて検討項目にはなるとは思います。あくまでも審議会の議論を踏まえて御提案しているということは一つ御理解いただきたいと思います。

○中村委員　審議会が、非常に熱心に質問して言っているのはよく分かります。

私が言いたいのは、執行部の皆さんの仕事のやり方についてお願いしているんであって、審議会の皆さんについて一生懸命やっているから、そんなこと、私、言っていないので、そのところを間違えないでいただきたいと思います。

以上です。

○村田委員　執行部ね、今、一貫性がないと言われたけれども、中村さんから、一貫性を持ってやっているんでしょ、その辺のところをはっきり説明しなさいよ。じゃないと、こういう言い方をされてやっていると、執行部は何をやっているのかということになりますよ。ですから、はっきりしてください。

○三鬼政策調整課長　委員からも御指摘ありましたので、私たちは……。22、23、通知して。

総合計画の基本は、今から通知しますが、22、23ページに記載させていただきました。ここの計画の体系と施策の体系、ここに集約されているというふうに理解して、ここで一貫した形で進めさせていただいております。

ですので、個々の施策によっていろんな考え方、御意見いただく方もいらっしゃいますが、基本はこの22、23ページに記載させていただいた、こういうまち

の将来像、そして、それに基づく基本計画、基本目標、施策ですね、これに基づいて邁進させていただいているのは事実でございますので、その点、御理解いただきますよう私たちも気を引き締めて仕事に当たっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○南委員長 他にございませんか。

○内山副委員長 まず、130ページの協働・平等というところで、自治会とかコミュニティのことを書いていますよね。ちょっとこのページが合うかどうか分からないんですけども、自治会自体もすごく高齢化で少なくなっているというちょっと記述がどこかにあったと思うんです。ページが多過ぎて分からなかったんですけども、そういうことを含める、そのことが一つ、そして、周辺部は高齢化が進んでいる、これ、二つ目ね。自治会としての機能がうまく回っているのかどうかというところの、まず疑問が1点。

今、国道42号、光ヶ丘、新田、泉地区のほうに若い方たちの新築がすごく多くなって、人口の世帯別のあれが全く変わってきていると思うんですよね、何十年前と。そういうことを含めたときに、新しいまちづくりというのかな、そういう構成をしなければ、行政と市民との協働ができないのじゃないかなという不安もあるんですけども、そういう点ではどういうふうにお考えですか。

○三鬼政策調整課長 130ページ、副委員長御指摘いただいた現状と課題の一番最初に自治会、地区会においては世帯主の減少、担い手不足、高齢化も含めて、そういう現状がある中、やはり地域を支えるのは住民であり、住民の一つの組織の在り方として自治会があると思います。

残念ながら近年、自治会組織が解体というか解散、残念ながら解散された地域も増えています。代わりに自主防災会という形で、そういうつながりを新たに求めているところもございますので、そういった中で、やはりこのテーマの協働・平等を、やはり地域づくりの主体となるのは市民でございますので、そこの横のつながりをどう求めていくのかというところは非常に重要項目で、委員の中からも、これについては非常にどうしていくかというところの意見は出ました。

市にも担当課がございますが、そこをどういうふう盛り上げていくかというところが一つテーマになっているんですが、自治会・地区会支援事業という主要事業、131ページにあるように、やはりこういう人と人とのつながりをどういう形、新しい時代の形としてどういうサポートをしていくかというところの中でも、ここに書いてありますが、コミュニティ助成事業とか集落支援制度などを活用して、新し

い人のつながりを結びつけていくということが、一つの方向性に出されていると思います。

○内山副委員長 次に、学校教育のほうなんですけれども、今後、今後じゃないね、今でも小学校の場合は、集団を考えた場合にすごく少なくなっていますよね。

(「何ページ」と呼ぶ者あり)

○内山副委員長 学校教育、108ページです。

認定こども園のほうでは集団のことを書いていますよね、保育に関して。学校教育もこの集団ということ考えた場合に、今後どういうふうに学校を統合していくのかとか、そういうような課題というのは、大きな目標では総合計画の中では掲げられないんですか。

○三鬼政策調整課長 この現状と課題にあることが、今、総合計画に掲げるところと認識しております、今後の学校をどうしていくかという議論は、今の時点では私たちこの議題には入っておりません。ですので、総合計画にも現時点で掲載する予定はございません。

○内山副委員長 それが課題に入っていないこと自体が、問題じゃないんですか。

やっぱり集団を考えた場合に、小学校はすごく小さい就学前までの子供にもすごく大切なことなんです。だから、やっぱりこれが課題に入っていないこと自体が大きな問題だと思いますので、そこは教育委員会のほうときちんと話し合われていないんですか。

○三鬼政策調整課長 私どもの担当課での認識は、教育委員会ともいろんな形で、協議はしております。

現在、最近では、賀田小学校に統合されて以降、学校の議論の中で、今後どうするのかという議論は今のところ上がっておりませんので、そういうところも踏まえて、地区、地区のいわゆる小学校どう維持、反映させていくかという課題と向き合いながらしていくという時期だと思いますので、この辺については、総合計画の中ではそういう議論は今のところしておりません。

○内山副委員長 学校教育のほう話し合われなくて、幼稚園のほうの就学前の子供が話し合われているというのは、私、どうしてもちょっと納得できないことなんですよ。

10人以上の集団が必要やって言うて、認定こども園をしましたよね。そこで大事だけど、学校教育のほうそれが課題としていないこと自体が、おかしいんじゃないんですか。

○三鬼政策調整課長 一般的に言えることなのですが、やはり少子高齢化は年々進んでまいります。ですので、下の年代のところから問題が顕著化されてきますので、いわゆる保育園、幼稚園のところ、今、そういう少子高齢化のカーブがきつくなってきていると思います。

それが、年をたつことによって、小学校、中学校というふうに波及していきますので、そういうことも踏まえて、教育総務課の中ではそういう趣旨を踏まえて検討の準備をしていると思いますが、今、その議論の段階には入っていないということで、御理解いただきたいと思います。

○内山副委員長 議論の段階に入っていないというのはすごく理解できましたけれども、10人の集団でって、認定こども園のほうを、今、頑張っていますよね。集団というのは、10人以上の集団がとっても必要なのは学校教育なんですよ。そこを少子化に向けて学校教育をこれからしていくということ自体がおかしな問題で、そのこのところの話合いというのはやっぱりきちんとしてほしいと思うんですよね。

学校教育の何で10人以上の集団で、今、ありますよね、現実に少ない学校が。そこを一番大事なところなんですよ、学校教育は。そこを就学前の子供からするということが、基本におかしいと私は思うんですよね。

就学前の子供というのは、別に3人、4人でも本当にすてきな集団になるんですよ、目的が違うから。だから、そこも含めてきちんとそこは教育委員会とよく話し合って、きちんとこれに載せてほしいと思います。

そして、課題にしないと言うのならば、今から課題、もうそれ自体が遅れているんですけれども、課題にしないではいけないことだと私は重要と考えていますので、そこら辺をきちんとした答えを、今の答えでは、私、納得できないのでよろしく願いいたします。

○加藤市長 今、学校教育の、要するに小学生、中学生の将来的な3年先、5年先の大体尾鷲中学校はどうであるか、尾鷲小学校はどうであるか、向井小学校、矢浜小学校、大体これぐらいの人数であるなということについては、四、五年先についての位置を統計数値で、想定数字というのを一応出ております。そのときに、学校の統合とかそういうあれについては、一切それについては私は課題ではないので、今、それを課題として取り上げるという必要はないと思っております。

○南委員長 副委員長、よろしいですか。

○村田委員 今、市長は説明されましたけれども、それはそれでそうだと思うんですけれども、この中に関連計画として尾鷲市教育大綱、尾鷲市教育ビジョン、尾

鷺市いじめ防止基本方針、学校施設保全計画等が関連計画として書かれておるんですね。

先ほど課長が、ちょっと課長の説明に無理があったかなと思うんですけども、尾鷲市の統廃合、それから適正規模配置構想とか、様々なことで教育委員会が検討してきていますよ。前の教育長のときもそうだったんですよ。

ですから、そういうことをやってきておるんですよということを説明しながら、今回は今の市長の言ったように教育の総合計画ですから、今、入っておりませんが、問題にしておりますとかそういうことを言われると、これはやっぱりおかしいことになってしまうので、一方ではこうやっているんですよと、これには明記してありませんけれどもということで、ちょっと説明の仕方を、大変賢い課長やのにちょっと大ざっぱかなと思いますので、その辺、丁寧に説明してくださいよ。

○三鬼政策調整課長　私も以前、福祉保健課長時代にも会議に参加したことがありますが、適正化計画とか統廃合をどうしていくかという議論は年々やってきて、今の状態になっているのが事実でございます。

今、市長申されましたように、今後の推移をどう捉えていくかというところは、常々、学校教育、教育現場が一番考えているところですので、そういうところも整理して、確かに今の総合計画の議論の中で現状と課題に、いわゆる計画として記述するほどの、いわゆる緊急度なのかというところの議論はあると思いますが、一度持ち帰って学校教育等にはお伝えはさせていただきますが、審議会の中では現状も踏まえ、これまでの経過も踏まえて議論してきたことは事実でございますので、そういうところも踏まえて受け止めたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中村委員　いろいろなところで話し合われているんやったら、この総合計画は5年から10年の長期にわたる計画なんですよ。それで、もう学級数ゼロという小学校が現に存在しますよね。そして、複式学級というところもありますよね。

複式学級というのは、1時間を、例えば2年生と3年生の複式学級というのは、30分ずつしか教えてもらえないということですよ。あと、実習していなさいって。それって、結局、教育を奪われているということなんですよ。

集団も大事やけれども、尾鷲市の学力が県内でどの地位にあるのか、ちゃんとそれも検証して、まず複式学級をなくす、それは子供たちのためですよ。その子供たちが大きくなって、私たちは授業を半分しか受けてへんから分からへんと言われたときに、尾鷲市はどうするんですか。

そして、今、言われた指摘されたように、これは5年、10年なんですよ。もう

今、8年先ぐらまでは子供の推移分かっていますよね、もちろん。そして、今、現に全校で24人とか、全校で36人とかいう学校が存在しているわけじゃないですか。それを問題視して明記して、もう一回見直して、教育大綱をやり直すということ明記していくのが総合計画であり、行政じゃないんですか。

○三鬼政策調整課長 109ページになります関連計画、尾鷲市教育大綱、教育ビジョン、それは現状に基づいて、5年ごとに計画を立てるものというふうに理解しております。

ですので、そういう教育委員会としてポイント、ポイントで議論はさせていただいておりますし、それも含めて、私たち、今、総合計画を作成する中で担当課と向き合っているのが事実でございます。ですので、今おっしゃったようなことを、どの時点でどれに入れ込むかというのは、いろんな議論の段階があると思います。

例えば、私たち、昨年から2年間かけて総合計画審議会を開催させていただいておりますので、どの時点での議論までが反映可能かというところには限りがあると思っています。ですので、こういうところで、例えば今後、尾鷲市教育大綱のときに何かを定めるのか、教育ビジョンの中で定めるのか、そういうところの時間的な差はおのずと出てくると思いますので、その辺は御理解いただきたいと思っておりますし、できる限り努力はしたいと思っておりますが、その辺に限りがあるのは御理解いただきたいと思っております。

○内山副委員長 執行部の三鬼課長の説明は分かりましたけれども、この総合計画というのは、今、中村委員が言ったように5年、10年の計画ですよ。ということは、本当に大きくなって言ったらおかしいんですけども、一番ポイントですよ、一番上、位置的には。そこで大きなことを書いて、長期的な少子化においても高齢化においても、それを変えてから細部に細かくするのが計画じゃないんですか。

だとしたら、この総合計画の一番上にきちんとしたポイントを書いていなかったら、ほかのところで書いても、ほかのところに書くというのは分かるんですよ、でも大きなところにぼんと書かなくてはいけないんじゃないんですか。

私は、誰も細かいことの課題を入れてくれとかそういうのを言っていないんですよ。学校教育としてのこれからの在り方はどうなのかということを行っているだけの話で、それを総合計画にきちんとしなかったら駄目なんじゃないのかということなんですよ。

今、市長が課題には置いていないというだけで、すごくこれ大きな問題で課題なんですよ。だから、ここも含めてもう一度検討していただきたいと思っておりますので、

どうかよろしくお願いたします。

それで、もう一つ、よろしいですか。

○南委員長 はい。

○内山副委員長 この国土強靱化地域計画において、34ページからずーっとありますよね。リスクシナリオとして、体制は分かったんですよ。こういうときにはこういうことをする、こういうことにはこういうことをするというリスクに対しての対応方針は分かったんですけど、それを実際に起こった場合に、職員と被災された残った方たちが共同して行わなければいけないことがありますよね。そういう職員と市民との連携はどのように構築されていくんですか。

○濱田政策調整課長補佐兼係長 実際、そこというのは、具体的な事業計画に陥る話だと思うんです。ここに書いてあるものは、あくまで全体的な内容、今後、リスクが起こったときにどうやってしておけばリスクを最小限に抑えられるかということを書いていますので、そういう部分については、今後、実施計画を定めていく中で定めていきたいと考えております。

○内山副委員長 そして、一つだけ教えてください。

そういった場合の小さいところですよというのは、職員のマニュアル雑誌とかそういうふうなのはあるんですか、被災に関しての。

例えば、職員が被災した場合に、例えば濱田さんが、被災しました、何分後にここに来ますよとか、そういうような非常時のときの冊子なんかはあるんですか。

○三鬼政策調整課長 職員の非常体制、いわゆる災害、風水害、それを全てこういうときにはどういう職員が出るというのは全て定められておりますので、それに基づいて市職員は迅速に対応することになっております。

このリスクシナリオに書いてある個々のことは、今後、別冊として計画を定めさせていただきます、その中で市職員の役割も含めて検討したいと思います。

○内山副委員長 ありがとうございます。

もう一つだけ、すみません。このリスクシナリオの中で、尾鷲市の場合は、水道、上水道の取水口が浸水域にあると思うんですけども、万が一被災したときに、尾鷲市民、残った被災された方は、まず水の補給ですよ。そのことがここに書かれているんですけども、取水口のそういうところを具体的にどこが、41ページですね、五つの中でどこに供給停止の後のあれを対応するというのは、どれの中に入るんですか、水を補給するとか。

○南委員長 よろしいですか、副委員長。

たまたま僕、BCP計画というのは南海トラフの地震を想定した水道のほうで、尾鷲市もそうなんですけれども、事業を計画する計画がありますし、また1部用意させていただきます。その中である程度の対応が示されております、最低限のね。水道部として。

○内山副委員長 理解しました。ありがとうございます。

あと、いろんな面で総合計画をちょっと読ませてもらったときに、やはり浸水域で生活しなければならない尾鷲市民、そこで公共施設、給食センター、親子方式もそうなんですけれども、このリスクシナリオと対応方針が一致しないと、今、中村委員も言われたんですけれども、長期に生命に関わる物資供給の長期停止になります。細かいことを言ってすみませんけれども、今、備蓄3日間ありますとかたしか副市長かなんか言われたと思うんですけれども、3日で対応した後の終わった後、これ、長期になると書いているときにはどういうふうな考え方があるんですか。

○下村副市長 県からプッシュで、どんどんどんどん物資が届くようになっております。

○内山副委員長 それは確約ですよ。

○下村副市長 そのような体制になっております。

○内山副委員長 ありがとうございます。

○南委員長 限られた時間の審査なのでいろんな意見があろうと思いますけれども、当委員会としては審査の場はできるだけ要請があれば設けていきたいと考えておりますので、執行部のほうもその点は御配慮を賜りたいと思います。

また、あくまでも基本総合計画ということで、一番上位法になるんですけれども、今の村田委員さんからも指摘がございましたように、それをつくるに当たって各関連計画があって積み上げてきたのが事実でございますので、落としとるところはその関連計画の中で必ず網羅されていると思っていますので、御理解を賜りたいと思います。

最後に私のほうから1点、よろしいでしょうか。

先ほど仲委員さんのほうから、安心して暮らせる子育て環境、医療体系の充実というので、特に小児科対応の整備が必要って、当然、子育てで常勤小児科医師を置いていただくというのが一番大事なことなんですけれども、それと併せて、昨日、新宮市のほうの新聞で、新宮の医療センターから産婦人科が休止すると発表をされたと報道をされております。

そういった中で恐らく加藤市長もいろんな方面で御存じだと思うんですけれども、

やはり新宮市には開業医が1医院、それと熊野市にも1医院あるわけなんですけれども、今後、紀伊半島の産科の問題は、ある意味では尾鷲総合病院は大きな役割を担っていかなければならないのじゃないのかなとふと予想しておりますので、市長としても特にどのようなお考え、急に申し訳ございませんけれども、それだけ1点。

○加藤市長　おっしゃるように、尾鷲総合病院の産婦人科は、今年度は担当医が定年退職を迎えられると、そうした中で産婦人科がどうなるのかということ、皆さん方も御心配されておりますし、私としてははっきり申し上げたいのは、産婦人科は何とか続けていかなければならないと、こういう認識でおります。

そういう中で、今、現状としては、三重大等ともいろいろ折衝中ございまして、前向きに一応折衝をしているという形で、私としては尾鷲総合病院を維持、継続していくための一つの産婦人科というのは、残すということが非常に重要な私の役割だと思っております、それに向かって、今現在、交渉等を行っております。

以上でございます。

○南委員長　ぜひとも産科については診療範囲が広がることが予測されておりますので、よろしく願いをいたします。

ここで、報告事項だけ聞いて休憩します。

それでは、報告事項の新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金について、お願いいたします。

○三鬼政策調整課長　1点だけ報告させていただきます。通知をさせていただきます。

さきの臨時会を開催いただきお世話をかけました、令和3年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画の修正がございましたので、1点御説明申し上げます。

今、御覧いただきましている表の1、2、3番につきましては、さきの臨時会にてお認めいただきまして、執行に移らせていただいております。表の1枚目、4、5、6につきましては、既に御説明をさせていただきました。

今回、予定しておりますが、第4回定例会に補正予算として計上をいたしたく、算出根拠の欄にありますような数字の修正も含めて、予算計上額欄にありますように、4番は288万4,000円、5番は50万6,000円、6番は変わらず87万円を計上させていただきたいと思っております。

今回、ちょっと追加がございまして、次の2ページ目を御覧ください。

さきの委員会でも御議論がございました、追加項目二つございます。

一つ目が、地元水産物を活用した給食事業補助金としまして、いわゆる保育園等

に給食材料を出すことで、魚食を推進しようという事業者支援でございます。これが、予算額 77万6,000円で、次回の第4回定例会に計上させていただきたいというふうに考えております。

もう一点は、水産農林課主管の漁業設備更新事業補助金、これにつきましては、漁業設備の更新に対する事業補助金を設定いたしまして、事業対象者、三重外湾漁協尾鷲事業者様に対して193万6,000円の予算計上で、第4回定例会に計上をさせていただきたいと思っております。

詳細につきましては、定例会上程後、各担当から御説明をさせていただきたいと思っておりますので、御認識のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○南委員長 特にございましたら。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 どうしますか。そのまま休憩してから行きますか、環境課のほう。

それでは、10分間休憩をいたします。

(休憩 午前11時28分)

(再開 午前11時43分)

○南委員長 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

先ほどの私の発言において、中里委員さんから叱咤激励というのか、こう、きつい言葉をいただいたわけなんですけれども、一つの例として、私、あくまでも委員長の発言中であって、中村委員さんは挙手をして発言をしておりましたので、やはり不穏当発言と判断をいたしまして発言停止しますよって言ったのを理解していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

やはり他の委員さんなり、特に委員長なりが話しておるときは遮らないような行爲を取っていただきたいと思いますので、よろしく御理解のほどをお願いいたします。

誤解のないように、これから言葉を換えていたしますので、よろしくお願いをいたします。

○村田委員 今、それ、委員長言われたことはもっともなことだと私は思うんですけれども、委員長が発言停止というのはそればかりじゃないんですね。委員会の議題になっておることを趣旨に反することとか、それから逸脱をしたときとか、議

論が広範囲に広がっていくというようなときには、やっぱり議事の整理権というのはやっぱり委員長が持っていますから、その辺のところで委員長権限で発言を停止というのはやみくもにはできませんけれども、これは適当でないと思ったときは発言停止できるんですね、これ、委員長。そこだけ確認しておきたいと思います。

○南委員長 ありがとうございます。

中村委員、その件に関して誤解を招いたら駄目ですので。

○中村委員 今、言われたことももっともだと思うんです、村田委員が言われたこと。ただ、今、私が発言したことは、広がってもいいし、中のことを聞いているんやし、それともう一つ、委員長が発言される前に、私の発言が終わってから委員長が言われてもよかった内容やと私は思っていますので、まず私の発言を途中で切られたのは委員長じゃないですか。

○南委員長 分かりました。

○中村委員 それから、私の発言が終わるまで待っていただきたいなというのが私の意見です。

以上です。

○南委員長 分かりました。

今後、そのような取り計らいをさせていただきます。

それでは、環境課の尾鷲市合併浄化槽設置整備事業補助金の見直しについての御説明をお願いいたします。

○吉沢環境課長 環境課です。よろしく申し上げます。

こちらの資料の目次のとおり、今回、環境課からの報告が2件あります。いずれも環境保全関連の補助についての見直しについての報告でございます。

まず、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直しについて、詳細な内容について担当主幹のほうから御説明いたさせますので、よろしくをお願いいたします。

○直江環境課主幹兼係長 それでは、尾鷲市合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直しにつきまして、説明させていただきます。

資料の1ページを御覧ください。

本市におきましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽の設置に対して補助を行っています。

しかしながら、公共下水道が整備されていないことや合併処理浄化槽への転換が進んでないことなどから普及率が低く、取組の強化が求められています。

資料の4ページを御覧ください。

こちらは、県内市町別の汚水処理人口普及率の状況です。

汚水処理人口普及率とは、下水道、合併処理浄化槽、集落排水などの汚水処理、そして、その処理人口を全人口で割った数値のことです。

御覧のとおり、本市の普及率は41.2%と低い状況であり、公共下水道との整備計画もなく、汚水処理は合併処理浄化槽のみで行っております。

資料の1ページにお戻りください。

本補助金につきましては、以前は国と県と市が3分の1ずつ負担しておりましたが、平成26年度より県が新築に対する補助を廃止しております。その際の本市の対応としましては、廃止された県補助分を市費に上乗せする形で、補助金額を減額せずに据え置くこととしました。

具体的には5人槽を参考にして言いますと、33万2,000円の補助額をそのままとし、廃止された県補助分の11万円を加えた22万2,000円を市の負担額としております。

昨年度に開催されました尾鷲市補助金等審査委員会におきまして、新築等への補助については、県費補助金が廃止され、県下でも廃止されている市町もあることから、少なくとも近隣市町と同等の補助額とすべきという評価結果が出ております。この結果を受け、財政負担の軽減とより効果的な合併処理浄化槽の普及促進を図るため、補助金の見直しを検討いたしました。

具体的な見直し案につきましては、転換以外の新築等については減額、転換に係る配管費については増額するという内容です。

2の補助金見直し案を御覧ください。

①の新築等への補助金につきましては、浄化槽を新たに設置する際には合併処理浄化槽の設置が法律で義務づけられており、先ほど申しましたように、県補助についても既に廃止されていることから、減額することとします。

改正後の補助金額につきましては、市費負担額を県補助が廃止する前と同額、5人槽であれば11万2,000円とし、その2分の1が国庫補助金となるため、補助金額は16万8,000円になります。これは熊野市、紀北町、御浜町と約同等額になります。

他市町の補助金額につきましては、5ページに参考資料を添付しておりますので、後ほど御確認ください。

次に、②の転換に係る配管費の増額についてであります。

転換、これは現在使用している単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の使用を廃止し、合併処理浄化槽を設置することですが、公共用水域の水質保全のためには、し尿処理以外の台所やお風呂、洗濯などの生活雑排水が未処理のまま放流する単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換が最も有効な施策であり、近年、国におきましても、合併処理浄化槽への転換に予算を重点化しております。

本市におきましては、年間の転換基数が十数件程度であり、依然として単独処理浄化槽やくみ取り便槽の割合が高いことから、転換をより促進するため、転換に係る配管工事費に対する補助金を6万円から15万円に増額します。

現在の配管費の国県補助につきましては、くみ取り転換に係るものは国が補助対象外となっており、県と市が2分の1ずつ負担しております。一方、単独転換に係るものは、国、県、市が3分の1ずつ負担しています。

これが見直し後には、くみ取り転換に係るものは県が上限額の3万円で市が12万円の負担、単独転換に係るものは国が5万円、県が2万円、市が8万円の負担となります。

見直し後の15万円という補助金額の根拠につきましては、過去3か年の補助実績におきまして、転換に係る配管費の実費平均が15万円であったことから設定したものであります。

次の2ページを御覧ください。

③の転換に対する補助金につきましては、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換時の合併処理浄化槽に係る補助金であります。こちらにつきましては、国、県の基準額と同額である現行の補助金額のままとします。

④の転換に係る撤去費、これは単独処理浄化槽を撤去する際の費用ですが、昨年度の工事費用実績がほぼ10万円程度であったことと、国、県の基準額と同額であることから、補助金額の見直しは行わないこととします。

次の3は、補助金に係るこれまでの経緯です。

先ほども申しました、令和2年11月の市補助金と審査委員会における評価結果などを記載しております。

次の4につきましては、近年の補助金と財政シミュレーションを記載しております。

近年の補助実績につきましては、年度によってばらつきがありますが、平成30年度以降は減少傾向となっております。また、平成28年7月からは5人槽の面積基準を緩和したため、以降は5人槽が多くを占めております。この人槽緩和により

まして市の一般財源で130万円ほど削減され、設置者の負担につきましても、設置工事費を加え、維持管理費においても負担軽減が図られております。

次の3ページを御覧ください。

財政シミュレーションについて記載しております。

現制度と見直し案につきまして、過去3か年の実績件数を基に比較を行いました。右欄の市費削減額にありますように、180万円から250万円程度の一般財源が削減できる試算となっております。

次に、今後の予定についてですが、住民の皆様や関係業者の方に対する十分な周知期間を設けて、令和5年度からの施行に向けて進めていきたいと考えております。

資料の5ページを御覧ください。

県内市町の補助金の状況につきまして、5人槽の上限額を参考までにまとめております。

新築補助金につきましては、県補助の廃止に伴い、廃止や減額した市町が多く見られます。また、補助額の大きい市町については、下水道が広範囲に整備されていることから、それができない区域への補助が手厚くなっているという傾向になっております。

転換補助につきましては、補助をしているほとんどの市町が33万2,000円となっております。配管費及び撤去費につきましては、県の基準額である6万円と9万円がほとんどを占めております。最下段には、本市の現行と見直し後の補助金額を記載しております。

以上が、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の見直しについての説明になります。

○南委員長 ありがとうございます。

御質疑のある方。

○濱中委員 平成28年からの人槽緩和なんですけれども、ほかの市町では人槽緩和をやっているところはありますか。

○直江環境課主幹兼係長 尾鷲市を含めて、県下4市町が人槽緩和を実施している状況です。

面積につきましては、本市と同じ165平米でございます。

○濱中委員 この人槽緩和によって、恐らくこれまでも負担が軽減されている部分があると思うんですけれども、ある程度、累計の金額については出されていませんか。

○直江環境課主幹兼係長 市の削減額についてなんですけど、先ほどちょっと申

しましたけれども、昨年度までの実績なんですけれども、128万6,000円削減されております。これ、一般財源です。

設置者の負担額につきましては、個々の工事の内容によりかなりばらつきがあるんですけれども、5人槽と7人槽の差額が大体二、三十万円程度としまして、補助金の差額8万2,000円を差し引くと、20万円弱は設置費で削減できているのかなと考えられます。これにプラス清掃代、汚泥のくみ取り、引き抜きが毎年5,000円程度削減できていることになります。

○濱中委員　　以前に新築に対しての補助をどうするかという議論のときに、もちろん合併浄化槽の促進というのが本来の目的であるから、新築義務化されたときにもう必要ないというそういった話もあって、ただし、その時点でほかの市町との差別化の中に、これは環境課だけでは考えられないかもしれないんですけれども、例えば若者層が新築をする傾向が多いということで、新築促進、定住促進の意味も踏まえると、ある程度こういった家を建てることへの後押しというような形ででも残してほしいという意見があったように覚えておりますし、今もそういうような気持ちなんですけれども、これは環境課だけで検討することではないかもしれないんですけれども、そういった新築に対しての尾鷲市からの市民の負担減というあたりの後押しというのは考えられないのかなと。

理屈でいけば、もちろん浄化槽促進だけが環境課の範疇かとは思いますが、以前の議論を踏まえて考えると、そういったところに軽減される部分が移行できないのかなという気はするんですけれども、ちょっと今市長がおられないので御返事がいただけるのかどうかなんですけれども、いかがですか。

○下村副市長　　前の委員会で、新築時における合併浄化槽設置に対する本市の補助金は他市を上回っており、定住・移住の促進や若者世帯に対する助成にもなるのではないかという御意見をいただきました。

先ほど環境課のほうの説明にもありましたが、合併浄化槽整備事業補助金の見直しは、公共用水域の水質保全が大前提であります。ですが、定住・移住の促進や若者世帯に対する助成は、以前にも結婚祝い金的なものを導入できないかというような御意見もありまして、現在、他市の状況を調査中でございます。

そういった中で、結婚新生活支援事業というのがございまして、婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃借費用、引っ越し費用に補助対象となるということで、国から2分の1の補助もあるということで、これの導入に向けて、現在、担当課でも検討を進めております。

また、新築家屋を対象としている尾鷲産材活用補助金につきましても、市内木材業者から出荷された製材の使用、全ての構造材に尾鷲材使用するなど補助対象基準がちょっと厳しいということと、近年は新築家屋がもう大手のハウスメーカーの建築が多いという中で、市内の工務店等からの御意見の中ではリフォームの需要が多いという意見がありました。そういうことも含めまして、移住者の増加や空き家バンクの利用増大もあり、リフォームのニーズが一定量あることや新たに世帯を持つ若者等への支援にもつながることから、この補助金を改正して、こうしたリフォームにも市内製材の出荷証明書のついた尾鷲産材を活用してもらえるようにすることで、尾鷲ヒノキを中心とした尾鷲産材活用促進にもつなげていけるのではないかとということで、担当課のほうで今検討を進めております。

検討課題としましては、何平米にするのかとか、この頃、セルフイノベーションというのがあって、工務店をちょっと使わないというのもありますし、そういったことも含めまして……。

○南委員長 副市長、ちょっとすみません、間もなく昼の時報ですので。

(休憩 午前 11時59分)

(再開 午後 0時00分)

○南委員長 そのまま続行します。

○下村副市長 水産農林課のほうでは、併せてF S C材の普及も補助金要綱の改正により取り入れられないかということも、検討している状況でございます。

○濱中委員 恐らく今までやとこういう補助金は特にそうなんですけれども、担当課で縦割りで、もうここで駄目ならもうなしというような傾向にあったと思うんですけれども、やはりもうこれだけ人も減ってきて職員側も減ってきて、物すごく仕事のやり方もコンパクトに向かっていくのかなとは思ってますけれども、逆にこういった生活とか住居とかという大きい一くくりで考えると、多数の課にまたがった考え方って必要なのかなというふうに思いますので、今回、浮いてきたという言い方が適切かどうか分かりませんが、こうやって見直しをかけたときに、じゃ、これをほかに市民にそういう負担減というような後押しができるようなものであれば、今、副市長言っていたような、各課にまたがるものを取りまとめたいただくのが大事かなというふうに感じておりますので、ぜひ検討課題、超えていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○村田委員 今、濱中さんが言われたことをまさに私もお聞きしようかなと思っ

ていたんですけれども、副市長の説明、今、移住・定住も含めて、増改築も含めて、様々な観点から検討して補助の率を決めていきたいというような言葉がありました。

それはそれで結構なんですけれども、私はちょっと考えが違ふかもしれませんけれども、130万の減額になったということなんですけれども、この金額にはこだわりませんけれども、こういう減額をしていくのであれば、明らかに目的をきちっと決めて、その中で今のような増改築とかそういうものにやっていくんですよというようなことを私は決めるべきではないかなと思って。

今の説明を聞いていると、ただ130万余った、その130万の財源については様々な形で利用していきたいという形だけでは、私はちょっと説明不足ではないのかなと。

尾鷲市で、定住・移住も含めて若者のためにこうしていくんだという確たる施策の概念があって、その中でそういったこともやっていくんですよというのが私はしかるべき説明ではないかなと思うんですけれども、その辺は副市長、いかがでしょうか。

○下村副市長　確かに、今回の環境課の補助金の見直しに代わって代替案みたいな形になってしまっております。

尾鷲産材活用補助金につきましても、近年は申請のほうは3件、2件、ゼロ件と減ってきておるという中で、やはり村田委員おっしゃられましたように、定住・移住促進や若者世帯への補助というのがないといった中で、やはり今後、産み育てたいまちということを標榜しております中で、私どもも尾鷲市に対して来てくれる方、尾鷲で生活していただく若い方への支援策というのを、やはり考えていかななくてはならないと思っております。

今後も、財源のこともあるんですが、様々な国や県の補助等を活用しながら、若者世帯への支援策というのを推し進めていきたいと思っております。

○西川委員　今、定住・移住の話が出たのでちょっと言わせてもらいたいんですけど、もう空き家バンクを利用して、くみ取便所から合併に換えるのに、うちの近所にもいますので、よそから高齢の方が尾鷲に引っ越してきた、そういうときは僕は補助としてはいいと思うんですけど、今、ほとんど家、新築を建てると、ほとんど浄化槽セットですよ。それに補助してどないするんですか。逆に、定住・移住のほうに比率を上げたほうが、もっと有意義に使えるんじゃないかなと思います。もし、新築でも全部何でも見るんであったら、もう今セットですよ、合併は。

○吉沢環境課長　資料の4ページのほうを御覧いただきたいんです。

要するに、浄化槽を設置する際には、浄化槽法の改正によりまして、いわゆる今までの単独浄化槽というのがなくて、据える場合には、基本、よっぽどな地形的要件がなかったら、合併処理浄化槽を設置しなさいよということになっております。

その中で、この県内の汚水処理人口普及率の表のとおり、三重県内でも私どものほうは41.2%と比較的低いところで、それで、あとは公共、要するに下水道の整備の計画も今のところないという中で汚水処理を普及さすということであれば、例えば桑名市さんとかいなべ市さんであれば下水道がありますので、もう基本的に浄化槽は設置せんでもええという住民の方の利便性もあるんですけど、尾鷲市におきましては紀北町と同様に、実質、新築、転換もそうなんですけれども、建てた際には浄化槽を義務づけられてはおるんですけども一定の負担がかかるということで、そういった側面もありますので、国のほうの補助のほうも新築のほうはまだ継続しておりますので、私どもとしてはそれは財政的な状況もありますので、他市町程度までを、一定の役割を果たしたということで落とさせていただいて、西川委員さんおっしゃっておるとおり、転換の配管費用のほうが実質15万程度かかっておる部分がありますので、こちらを手厚くして、例えばくみ取りから換えるとか、単独浄化槽から換えるというパターンもあると思うんですけど、そういった際には実質費用以内にできるように少しでもするような形でということで、今回はこの見直し案を取りまとめております。

おっしゃっている意味合いとか十分理解できるんですけど、そういった御理解のほうでよろしくをお願いします。

○南委員長　　よろしいですか、西川委員。

○仲委員　　この見直し案につきましてはきちっと分析されて、県内市町の補助金の比較をしても、やはり妥当なところではないかというふうに思うわけでございます。

基本的には考え方は間違っていないのではないかと思うわけで、定住・移住の関係については、別途、定住・移住の意味合いから、必要なものであればこの補助金がつけられるだろうということで、今回、これ切り離して考えたいと私は思うんですけど、3ページに補助金見直しのスケジュール（案）というのがあるんですけど、これは補助金交付要綱・要領を改正すればスタートできるんですね、課長。

○吉沢環境課長　　この見直し案のとおり、この補助金の交付については、条例ではなく補助金の交付要領・要綱のほうの改正作業が必要となります。

これにありますとおり、令和5年4月から施行を目標に、今、取り組んでいると

ころであります。関係者への周知、住民の方への周知等々を含めて1年は猶予をいただかなあかんということで、そのためには要綱・要領の改正を行って、そういう周知を図っていかなあかんということで、こういう日程感で今のところは考えておるところであります。

○仲委員 令和5年4月1日というはまだ1年と何か月かございまして、今現在11月。12月中に要綱・要領ができれば、来年早々に住民への周知をして、当初予算については現在の規模の予算があるので、減額すれば済むことです。1月、2月に、1月の末ぐらいに部内で修正すれば済むことなので、令和4年4月からの施行についてやっぱり無理があるんですかね。

○吉沢環境課長 どうしても、これはプラスの話とマイナスの話があります。その中でやっぱりプラスの話であります。議員の皆さんとか住民の方の御理解が得られたら即というお話もあるんですけど、反面、これは新築については、5人槽で言いますと33万2,000円補助が受けられたものが十何万ということで、極端に言いますと、新築家屋、受けられる方については不利益なことになりますので、十分周知を図っていかなあかんということで、そのためにはなかなか住民の方につながるには広報、ワンセグ等々、機会を設けて何度も何度もしていかなあかんことにはなかなか普及とかにはつながらんということがありますので、周知期間は1年いただきたいということで、このような日程感でおるような形です。

以上です。

○仲委員 この補助を利用するのに市民の方が利用する場合の申請なんですけど、例えば令和3年度の申請の場合は令和3年4月1日からの申請、令和4年度であれば前年度から申請するということは、これはできないですね。そこらはどうなんですか。

○直江環境課主幹兼係長 やはり国、県の補助もございまして、その内示を受けた後の補助申請になりますので、新年度になってからの申請受付という形になります。

○仲委員 分かりました。

○南委員長 他にございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 じゃ、ないようですので、今の先ほど報告ありました浄化槽の補助金交付要綱を改正するということが、御理解をいただいたものと理解してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長　それでは、この補助金については見直し案を進めていただくということで、当行政常任委員会では了承をいたしたいと思えます。

ただ、1点、副市長のほうから今説明がございました、リフォームに対しての地元産材の利用の補助を考えているということでございますので、その方向性ができたら当常任委員会のほうへ速やかに御報告をしていただくことを併せてお願いをいたします。

では、最後に、その他の報告ということで、ごみのコンポストですか、補助についての見直しも考えているそうでございますので、続けて御説明をお願いいたします。

○直江環境課主幹兼係長　それでは、尾鷲市環境保全対策資材購入費補助金交付要領の一部改正について説明させていただきます。

資料の6ページを御覧ください。

本補助制度につきましては、平成5年度からスタートしており、平成25年度にはさらなるごみ削減を図るため、ガーデンシュレッダーを補助対象に加えております。

改正の趣旨についてであります。本市では生ごみ処理機、生ごみ処理容器、ガーデンシュレッダーの設置を促進することで、家庭から排出される生ごみの減量化及び堆肥としての資源化や庭木の剪定枝、落葉等の減容、減量化を図り、もって市民の自主的な環境美化活動の促進及び生活環境の保全に寄与するため、購入費の2分の1を補助しております。

しかしながら、②の近年の補助実績に記載しましたように、補助件数が減少していることから、より効果的な補助事業とするため、交付要領を改正します。

改正内容につきましては、現行の要領に記載されている「資材を市内の店舗で購入する者」という要件を外すことにより、インターネットで購入した商品も補助対象とすることで、生ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化につなげていくというものです。

環境課では指定袋で出される半分以上が生ごみで占められるという現状から、水切りや生ごみ処理機を利用した生ごみダイエットの啓発を行い、家庭での実践を促しているところです。

広報紙やワンセグによる本補助金の周知後には市民の方から問合せがあり、その多くはインターネットでの購入はできないかという内容でした。ネットショッピング

グは、価格や便利さなどにおいても購入者にとっては大変メリットのあるものですので、インターネットで購入した資材も補助対象とすることで、より使いやすい補助制度として補助件数の増加につなげていきたいと考えております。

なお、新要領の適用につきましては、令和4年4月1日を予定しております。

次に、7ページを御覧ください。

こちらは、県内市町における補助制度の状況です。

御覧のとおり補助を実施している市町の中で、本市のみが購入店の指定をしている状況となっております。

次に、8ページを御覧ください。

こちらは近隣市町の補助実績になります。

インターネットで購入した資材を分けて記載しておりますが、特に生ごみ処理機については、半分以上がインターネットで購入したものとなっております。この環境保全対策資材につきましては、より効果的なものがないかも含めまして、引き続き情報収集していきたいと考えております。

説明は以上です。

○南委員長 説明は以上です。

この件については皆さん御理解をいただけるもので、インターネットで購入も今の時代背景がこのような感じでございますので、よろしく……。

○中村委員 この生ごみ処理機とかコンポストとかガーデンシュレッターについて、尾鷲市がごみの有料化をしたときに、有料化したお金をこういうことに手厚く使うと言われたと思うんですけども、この補助率ってそのときから何も変わってへんのちゃうんかと思うんですけども、もし本当にもっと減量化でこれを推進していかれるんやったら、上限を多くするより3分の2ぐらいまで補助率を上げていくとかいう考え方はないですか。

○吉沢環境課長 御意見のとおり、ごみの水分を切るとかいいますとか、減量化、ランニングコストも含めて重要な課題やと認識しております。それから、指定ごみ袋を導入した際の説明の中で、いろんなことを充実するというアナウンスもあったのは十分引継ぎのほうを受けております。

ただ、生ごみ処理機とかコンポストとか購入補助についても、私どものほうは平成5年という比較的早い段階からしているような状況でありまして、補助の割合を手厚くすれば、それはそれぞれ促進する意味合いもあろうかと思っておりますけれども、ただ、補助事業のつくりとといいますか、形の中で、全額補助とか2分の1、3分の

2にするとかいうのは極めて重要な話でありますので、ただ、今、そこら辺については検討に入っていないというのは実際のところであります。ただ、御意見としてそういった御意見があるということも承りますので、御理解のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

○中村委員　この実績を見たら、令和2年度、生ごみ処理機もゼロやし、コンポストについては1件ですよ。それから、これを見たときに、もうちょっと補助率上げたとしても、そんなに予算を目いっぱい使うのかなみたいなのがあるので、ちょっとそここのところもう一回考えていただけたらなと思います。

以上です。

○南委員長　今、中村委員さんの御指摘のとおり、ごみの有料化が本当に始まった時点で、ある程度を利益があればその利益をできる限り市民に還元をしていくという方向性は今でも変わっていないと思いますので、できるだけ見える化をしていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

これで委員会を閉会いたします。

長時間にわたりありがとうございました。

(午後 0時18分 閉会)